

令和 8 年度

業務番号 治機増委 第 1-2 号

中村川治水機能増強検討調査地質調査業務委託

特記仕様書

1. 設計図書に対して質問がある場合は 青森県西北県土整備事務所建設管理課 へてに質問書を令和8年7月17日 の12時00分 までにメールにて提出して下さい。
(質問書送付先メールアドレス: seihokuseibi-seikyu@pref.aomori.lg.jp)
2. 回答書は 令和8年7月23日 の 12時00分 までにメールまたはFAXで回答します。
(上記1.及び2.の日数には、土日及び祝祭日は含みません。)
3. 回答は、質問書を提出した業者を含め全者に通知します。
4. 上記以外の方法による質問・問い合わせ等は、ご遠慮願います。
【電話や直接来訪をされての質問・問い合わせには、一切お答えできません】

西津軽 郡 鱒ヶ沢町 大字 松代町 地内

青森県西北県土整備事務所 鱒ヶ沢道路河川事業所

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「地質・土質調査業務共通仕様書」、「測量業務共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 8 年 1 2 月 2 5 日

第 3 条 打ち合わせ等

本業務における打ち合わせは、当初、成果品納入時とし、...2...回とする。

第 4 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、当初打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 5 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

.....
.....

第 6 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 地質調査作業条件

地質調査作業条件は、下記のとおりとする。

工 種 作 業 条 件

機械ボーリング N=4 孔

土質ボーリング L=50.0m、φ66mm (ノンコア)

土質ボーリング L=50.0m、φ86mm (オールコア)

土質ボーリング L=25.0m、φ86mm (高品質、オールコア)

岩盤ボーリング L=50.0m、φ66mm (オールコア)

岩盤ボーリング L=50.0m、φ86mm (オールコア)

岩盤ボーリング L=125.0m、φ86mm (高品質、オールコア)

サウンディング及び原位置試験 N=1 式

岩盤透水試験 N=25 回

解析等調査 N=1 式

第 2 条 B I M / C I M の活用について

(受注者希望型) ※発注者指定型以外対象

本業務は、「青森県県土整備部所管土木事業における B I M / C I M 活用実施要領」に基づき、受注者の希望により 3 次元モデルを活用できるものとする。

3 次元モデルの活用を希望する場合は、業務受注後、調査職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。

費用は、発注者が必要と認めるものに限り設計変更の対象とする。

第 3 条 提 出 書 類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第 4 条 支 給 材 料

本業務の支給材料は次のとおりである。

1. 品 名
2. 数 量

3. 品質・品等.....
4. 規格・性能.....
5. 引渡場所.....
6. 引渡時期.....
7. 使用方法場所.....

第5条 地盤情報データベースへの登録

受注者は、地質・土質調査業務共通仕様書第118条 成果物の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、青森県電子納品運用ガイドラインに基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書(PDFファイル)を、青森県電子納品運用ガイドラインに規定されている格納フォルダBORING/OTHERSに格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

第6条 その他

- －1) 完成検査の予定については、実施予定の前月15日までに予定日を調査職員に報告のこと。
- －2) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- －3) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課 HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- －4) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。

なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができ。

情報共有システム利用基準 <整備企画課 HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)1部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)1部

2. その他

(1) 現地調査写真集部

地質調査業務に関する提出種類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
建設管理課	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎月 1 回、調査職員の指定日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
建設管理課	照 査 技 術 者 通 知 書*	軟弱地盤技術解析及び物理探査等で実施される照査を含む場合、契約後遅滞なく	1	11 条
建設管理課	管理(照査)技術者変更通知書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履行期間の変更請求書	変更を必要とするとき	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発注者が部分使用を請求したとき	1	34 条
調査職員	指定部分に係る(又は、引渡部分に係る)業務完了報告書	設計図書に定められた期日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	113 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)111 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担当技術者を定めた場合	1	110 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	110 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	117 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	133 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登録技術の活用を希望するとき	1	139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	139 条